４　（その２）の記載に当たっては、次によること。	４　（その２）の記載に当たっては、次によること。
［(1)　略］	［(1)　同左］
(2)　「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第９条の７第６項本文又は令和２年旧政令第９条の７第７項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の⑱、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の⑬又は法人税の明細書（別表６の３）の⑪）に法第51条第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。 　また、政令第９条の７第６項ただし書又は令和２年旧政令第９条の７第７項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第７号の２様式別表２の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。	(2)　「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第９条の７第７項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の⑯、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の⑬又は法人税の明細書（別表６の３）の⑪）に法第51条第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。 　また、政令第９条の７第７項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第７号の２様式別表２の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。
(3)　「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第７項本文又は令和２年旧政令第48条の13第８項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の⑱、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の⑬又は法人税の明細書（別表６の３）の⑪）に法第314条の４第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。 　また、政令第48条の13第７項ただし書又は令和２年旧政令第48条の13第８項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の４様式別表２の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。	(3)　「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第８項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の⑯、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の⑬又は法人税の明細書（別表６の３）の⑪）に法第314条の４第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。 　また、政令第48条の13第８項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の４様式別表２の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。
(4)　「⑩又は当初申告税額控除額⑪」の欄は、通算法人が法第53条第39項及び第321条の８第39項の規定の適用を受ける場合には「⑩又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除額」を抹消すること。	［新設］
(5)　「控除未済外国税額等⑯」から「翌期繰越額⑱」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第９条の７第19項又は令和２年旧政令第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第１項の規定による読替え後の政令第９条の７第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和２年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第１項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。	［新設］
(6)　「控除未済外国税額等⑯」の欄の記載に当たっては、次によること。	(4)　「控除未済外国税額⑭」の欄の記載に当たっては、次によること。
(ｲ)　当該法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合において政令第９条の７第20項及び第48条の13第21項又は令和２年旧政令第９条の７第21項及び第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表５（その２）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。	(ｲ)　当該法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合において政令第９条の７第21項及び第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表５（その２）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。
(ﾛ)　当該法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合において政令第９条の７第27項及び第48条の13第28項又は令和２年旧政令第９条の７第28項及び第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表６（その２）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。	(ﾛ)　当該法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合において政令第９条の７第28項及び第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表６（その２）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。